

【南国税務署からのお知らせ】 申告書の作成・送信はスマートフォンから！

自宅で



STEP 1 : アクセス

iPhoneの方

Android™の方

インターネットを開いて、「確定申告」と検索していただくか、QRコードを読み取ってください。

① 国税庁ホームページにアクセスし、「作成開始」をタップしてください。

② 画面の質問に沿って、申告される収入や控除についてお答えください。

STEP 2 : 提出方法選択

提出方法を選択してください。

- e-Tax (マイナンバーカード方式)
- e-Tax (ID・パスワード方式)
- 書面

ID・パスワード方式

画面の案内に従って、「マイナンバーカード」をインストールしてください。

マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

対応端末の一覧はこちらから！

印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

STEP 3 : 入力

① 収入の入力
給与所得の源泉徴収票などを基に入力してください。

② 控除の入力
医療費や寄附金の領収書などを基に入力してください。

③ 氏名等の入力
氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。

STEP 4 : 送信

印刷画面まで進んだら申告「帳票表示・印刷」をタップしてください。

Android

申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。

保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

保存したデータは「ファイル」アプリから後で確認できます。

STEP 5 : データ保存

iPhone

申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。

「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。

TEL 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

香美市都市計画マスタープランの実現に向けて

市民・民間事業者との協働

『香美市まちづくり委員会設置条例』『香美市協働のまちづくり条例』を基に、まちづくり活動へより多くの市民が参画することを旨とし、各種計画を策定する際や、整備の内容を検討する際にはさまざまな情報の発信に努めるとともに、広く市民の意見を聞くこととします。

また、民間事業者が有する知識、技術、資金を活用した官民連携による事業の実現に取り組みます。

都市計画制度等の活用と検討

■都市計画提案制度の活用
都市計画提案制度内容や活用方法について広く周知を図るとともに産業地区計画検討エリアや産学連携・研究学園交流エリア等で高知工科大学等との連携により、提案を生かせるよう支援体制の構築に努めます。

■地区計画の検討
産業地区計画検討エリアは、住民意向調査でニーズの高かった商業施設や産業振興、雇用の創出に期待がかかる工場等の立地に向けて地区計画の策定を検討します。

■都市計画道路の見直し検討
楠目百石線等の長期間にわたり整備未着となっている都市計画道路は、市街化の現状や交通量の変化等を考慮しながら、県が実施している将来交通量の予測や、整備効果を踏まえた都市計画道路の見直しを行います。

■立地適正化計画の策定の検討
今後、予測される人口減少に際しても、目標年度の将来人口を下回ることはないよう立地適正化計画の策定について検討します。

■地域コミュニティの維持
市街化調整区域内の『地域コミュニティエリア』などにおいては、空き家の活用や、集落維持のための規制緩和の検討について関係機関と協議します。

■大学の立地特性を生かした地域づくり
『産学連携・研究学園交流エリア』は、高知工科大学が立地している特性を生かし、住宅、宿泊施設、商業施設等の立地誘導に向けた方策の検討について関係機関と協議します。

本計画は、アンケートやワークショップ、パブリックコメントなどを通じて市民の皆さんから多くのご意見をいただき、香美市都市計画マスタープラン策定委員会の皆さんとともに策定しました。



香美市都市計画マスタープランは、市ホームページに公開しています。
【問い合わせ先】
建設課
☎ 53-3119



： iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
： Android、Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。